

鳥取県選挙管理委員会告示第19号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の名称を変更した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成21年6月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀裕子

変更前	変更後
鳥取市解放センター	鳥取市人権交流プラザ
鳥取市立古海隣保館	鳥取市高草人権福祉センター
鳥取市立下味野隣保館	鳥取市江山人権福祉センター
鳥取市立倉田隣保館	鳥取市南人権福祉センター
鳥取市立富桑隣保館	鳥取市西人権福祉センター
鳥取市立国府町文化会館	鳥取市国府人権福祉センター
鳥取市立河原町隣保館	鳥取市河原人権福祉センター
鳥取市立佐治町隣保館	鳥取市佐治人権福祉センター
鳥取市立気高町隣保館	鳥取市気高人権福祉センター